

二 「車両重量」とは、運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。

三 「車両総重量」とは、車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。

第三章 納付及び還付等

(検査自動車についての印紙納付)

第八条 自動車検査証の交付等を受ける者は、その自動車検査証の交付等を受ける時までに、当該検査自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該自動車検査証の交付等を行う国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

(届出軽自動車についての印紙納付)

第九条 車両番号の指定を受ける者は、その車両番号の指定を受ける時までに、当該届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該車両番号の指定を受けた方運輸局長又はその権限の委任を受けた運輸監理部長若しくは運輸支局長に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

(現金納付)

第十一条 自動車検査証の交付等を受ける者は、自動車重量税を金銭で納付することにつき特別の事情があると国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会(以下「国土交通大臣等」という。)が認めた場合その他政令で定められた場合には、前二条の規定にかかわらず、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を政令で定める書類に添付して、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行なう国土交通大臣等が認めた場合その他の方法等による納付の特例)

第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者若しくは車両番号の指定を受ける者は次条第一

項の規定による委託を受けた納付受託者(第十条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。)は、当該検査自動車若しくは届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税又は当該委託を受けた自動車重量税を、第八条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。

(納付受託者に対する納付の委託)

第十条の三 自動車検査証の交付等を受ける者は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車重量税の額に相当する自動車重量税を電子情報を利用する方法を使用して行なう納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

(自動車検査証の交付等を受ける者が前項の規定を受ける者が前項の通知に基づき自動車重量税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該自動車重量税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該自動車重量税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。)

第十条の四 自動車重量税の納付に関する事務(以下この項及び第十条の六第一項において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができるとの認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの(以下「納付受託者」という。)は、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受けた者の委託を受けて、納付事務を行なうことができる。

第十条の五 納付受託者は、第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、その旨及びその年月日を国土交通大臣に報告しなければならない。

第十条の六 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

第十条の七 国土交通大臣は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることができる。

第十条の八 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十条の九 第十一条に規定する書類に貼り付けられた自動車重量税印紙又は第十条に規定する書類に添付された自動車重量税の納付に係る領収証書の金額、第十二条の二に規定する財務省令で定める方法により納付された自動車重量税の額若しくは納付受託者が第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額がその調査したところの金額に不足するときは、その調査したところにより認定した自動車重量税の額及び当該不足額を当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けようとする者に通知するものとする。

第十条の十 前項の通知を受けた者は、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめることを除き、遅滞なく、同項の不足額に相当する金額の自動車重量税印紙を当該通知をした国土交通大臣等に提出することにより、当該不足額に相当する自動車重量税を国に納付しなければならない。

第十条の十一 前項の場合において、当該通知をした国土交通大臣等が認めるときは、第一項の通知を受け

第十条の十二 (納付受託者の納付)
納付受託者は、第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定める方法その他の情報通信の技術を利用して、その旨及びその年月日を當該委託を受けた自動車重量税を國に納付しなければならない。

第十条の十三 (納付受託者の帳簿保存等の義務)
納付受託者は、第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を國に交通大臣に報告しなければならない。

第十条の十四 (納付の確認)
国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十条の十五 (税額の認定)
国土交通大臣等は、第八条若しくは第九条に規定する書類に貼り付けられた自動車重量税印紙又は第十条に規定する書類に添付された自動車重量税の納付に係る領収証書の金額、第十二条の二に規定する財務省令で定める方法により納付された自動車重量税の額若しくは納付受託者が第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額がその調査したところの金額に不足するときは、その調査したところにより認定した自動車重量税の額及び当該不足額を当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けようとする者に通知するものとする。

第十条の十六 前項の通知を受けた者は、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめることを除き、遅滞なく、同項の不足額に相当する金額の自動車重量税印紙を当該通知をした国土交通大臣等に提出することにより、当該不足額に相当する自動車重量税を国に納付しなければならない。

第十条の十七 前項の場合において、当該通知をした国土交通大臣等が認めるときは、第一項の通知を受け

〔施行期日〕 附 則 号 抄 (令和四年三月三一日法律第四)